



3月16日に発生した地震に伴う対応について

令和4年3月17日

3月16日（水）に発生した地震に伴い、下記のように対応します。
よろしく願いいたします。

記

1 罹災証明書・罹災届出証明書

家屋、動産（車、家財、建物など付属物、事業用資産など）に被害を受けた人で、「罹災証明書」「罹災届出証明書」が必要な人は、市民課に申請してください。税務課で被害認定の上、発行可能となります。

【罹災証明書】

- ・申請できる人
所有者・居住者（または同世帯の人）
- ・申請に必要なもの
本人確認書類、申請書、被害が確認できる写真
- ・罹災証明書申請先
市民課
- ・被害認定調査申し出先
税務課
- ・被害認定調査申し出期限
4月18日（月）（土・日・祝を除く）

【罹災届出証明書】

- ・申請できる人
所有者（または同世帯の人）
- ・申請に必要なもの
被害が確認できる写真（可能な場合）、本人確認書類、申請書



2 災害ごみの直接搬入手数料

災害ごみを宮城東部衛生処理組合へ持ち込む場合は、搬入手数料が減免になります。少量の場合は、分別ルールに従い、ゴミ集積所へ出してください。

【減免申請受付期間】

3月17日（木）～4月18日（月）（土・日・祝を除く）

【申請に必要な書類】

- ・「罹災届出証明書」または「罹災証明書」（市民課で申請）
- ・罹災が確認できる写真等
- ・搬入する車の車検証

《問い合わせ》

- 1 罹災証明書・罹災届出証明書発行
（証明書発行）市民経済部市民課
（被害認定調査）市民経済部税務課
- 2 災害ごみの直接搬入手数料
市民経済部生活環境課

☎022-368-1141（代表）